九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

A Study on the Establishment of Middle Level Education on Architecture in Japan : Through the Activities by the Ministry of Education and Architectural Institute of Japan, the Later Taisho-era and the Early Showa-era

松永, 文雄
西部ガス株式会社

https://doi.org/10.15017/14007

出版情報：九州大学, 2008, 博士（工学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

第 7 章　終章

本研究は、第 1 章で述べたように、我が国の建築教育(特に中等)がどのような過程で確立したかを明らかにするもので、その対象を大正末に行われた文部省内の建築教育に係る委員会と昭和初期に建築学会内に設置された「実業学校程度ノ標準教科書」編纂委員会の審議(過程と内容)に求め、ここでの議論(調査を含む)をとおして、個別科目の実態でなく総体としての建築教育に求められるべき姿を明らかにしてきた。

技能者から技術者教育へのシフトは、明治末からはじまり、本研究の対象期間である大正末から昭和初期にかけて行われ、中等建築教育にあっても完全な技術者育成の教育のための内容と方法が確立したといえる。ここで得られた知見は、明治末までを対象とした清水の研究成果を継承するものでもある。そして時代的背景としては、第 3 章で分析したように、農業・商業の実業教育から殖産興業が重工業を主体とする工業化に移行した時代の中で取り組まれる必然性が存在していた。

もう一つの研究の視点は、高度な教育内容が、普及の過程でどのように一般化するかを示すことであった。本研究では、第 2 章にて著者の言説から、教科書的書籍の発刊の意図と技術の普及への待望の関係を導き出し、第 3 章では高等工業学校のカリキュラムが工業学校へ移され、一般化が中等建築教育の中で確立されたことを明らかにした。もちろんこのことは技能者教育から技術者教育に移行した時代的背景と深い関係がある。そして、大正末の建築実業教育の流れを分析したことから、今後の建築教育のあり方を示すことができよう。

そして、既往研究のレビューで指摘したとおり、戦前を対象に歴史の一部として建築教育を捉えた研究は、岸田や清水、山口の例を取り上げることができるが、文化性の高い歴史、計画分野から技術系の力学、構造、力学、設備、施工分野までを含めた科目編成の研究は、管見の限り存在せず、一連の調査をとおして得られた本研究の結果に対しては、オリジナリティ性があることを確認した。

次に各章で得られた成果をまとめ、今日の建築教育カリキュラムが抱える問題点を見据え、本研究の知見によって、その改善に資することのできる要因を紡ぎ出し、まとめとする。

・第 1 章

本章は、研究の目的と方法を示し、研究の独自性を説明するだけでなく、技術の発展と社会の変貌が、必然的に新しい教育システムを要求し、これが技術の普及であるとの見解(もう一つの研究の主題)を示した。このことは、大正末から昭和初期に限らず、要因が変化すれば、何時でも必然的に改革・改良が派生するとの前提に立脚するものである。従って本研究は歴史的事実を筆者の見解から組み立てなおしたものであるが、変化への対応は今日でも通ずるものといえる。

・第 2 章

社会の要請に応えるためには、先端技術は一般化する必要がある。そのために学校教育が存在するが、他にも個人的な学習に供せられる書籍(教科書相当)が存在する。本章では、明治の初期から末に至るまでに刊行された代表的な書籍を取り上げ、その発刊の意図を導き出した。分析の目的は、文部省と建築学会内で総括的に取り組まれた建築教育のあり方が検討される前の状況を明らかにすることにあった。時間的流れに従えば、当初の西欧技術の翻訳から、我が国技術者の著作、そして我が国固有の建築的課題を含む書籍の刊行が確認できた。この現象は他の機械学の分野でも同様であった。

また、明治期までは中等学校程度の教育にあっては、適切な専門科目の教科書は稀であった事実もある。第 2 章での問題点を整理することにより、第 4・5 章で扱った具体的な中等建築教育改善の前提条件が捉えられ、これが本章の役割である。

・第 3 章

今日と異なる教育体制が、明治期から誕生していた。すなわち、義務教育以降の職業教育を中心とする学校制度である。旧制にあっては、リベラルアートを機軸とすれば、中学校→高等学校→大学が存在していた。しかしながら、学校卒業後直ちに役に立つ人材の育成を社会が求めた結果、実業学校、実業専門学校、さらに職業と関連付ければ医科学校、師範学校も多く設置され、多くの学生が卒業した。そして、本章の統計資料の分析によれば、実際のところは実務中心の教育が数の上では絶対的多数を占め、この実業教育の需要からも一定のレベルの教育を教授する方法(標準教授要綱や教科書)の整備が焦眉の急であったといえる。

また、生徒数の絶対的な増加により、実業学校令の改正が行われ、教員資格が、当初の「学士」レベルに加え「検定試験」合格者を含むことを明らかにした。この結果は、誰が何処でも、何時でも一定の教育を教授できる教科書(及び標準教授要綱)の存在を必然としたことを指摘した。

第 4 章・5 章で指摘した高等教育のカリキュラムが中等教育へフィルターリングダウンした(いわば、高等的知識の一般化)現象は、ボトムアップを果たすものであったが、その被教育者(実用学校生徒数)の数と関係するし、今日のように、職業高等学校への進学が少なく、本来リベルアートであるべき大学に希望者が全入する時代では、多くの学生が存在する大学に職業教育の機能が移されたともいえる。

・第 4 章

建築学会が教科書(案)編纂作業に取り組む前の時点で、本章で扱うような、文部省内での実業教育の検討があった。実業学校は、本来設置される地域条件と連担して産業・経済条件に貢献することが目的であった(明治 32 年の実業学校令)。しかしながら、余りにも区々な教育システムは、効率性と新しい知識の教授に不都合を生じ、抜本的な見直しが行われた。

これが、大正 9 年の実業学校令の改正であり、建築教育について言及すれば、職能教育から技術者に変貌した時期に一致する。また、文部省内の検討であるから、中等教育の普通・専門科目のバランスにも留意され、教育のレベル(就学年数)にあわせた建築専門教育の設定を明らかにした。また、文部省内で検討された工業学校のカリキュラムは特に 5 年生にあっては、現行の大学の建築学科に相当する内容であることを確認した。

本章では、文部省内の委員会の活動と文献資料を通じて、それまでの工業学校規程類の変遷から、建築学における様々な科目名が集約され、今日の科目につながる過程も明らかにした。最後の部分では、昭和初期の工業学校の建築学科の実態(数)を調査し、学校数並びに卒業者数から教科書の需要があることを導き出した。

・第 5 章

本来の学理追究機関である建築学会は、実業学校程度の教科書を刊行するために編纂委員会を設置した。本章では、そこでの審議内容と具体的な専門科目の内容(標準教科書における詳細目次に相当)を明らかにした。当初は学会自身による教科書の刊行が目論まれていた。そして、学会が刊行しようとした意図は、建築雑誌の記事の分析から、他の刊行例との関係付けられることを示した。しかしながら、学会自身の刊行は断念され、建築学の 7 科目についての詳細目次を作成し、これを規準にした(教科書的)書籍の刊行を他者に仰いだ。

また、編纂委員会の構成員も分析の対象とし、実業学校の教科書でありながら委員の多くは大学関係者や大学卒業者であって、この人選の面からも高度知識の中等への普及が見られた。建築学会が中等建築教育の改善に関与した功績は、以下のようにまとめられる。

・委員会の作業をとおして多大な分野に及ぶ建築教育のコンセンサスが得られた
・この時期に建築学の基礎(科目の種類とそれぞれの内容)が学会関係者の合意のもとに確立された。
・学会での審議は、中等教育における建築教育の対象を、技能者(クラフトマン)から技術者(フォアマン)、別の言い方をすれば、木工科から建築科への変化を確実なものとした。

・第 6 章

本章では、建築学会が編纂した「標準教科書」の内容に準拠した書籍の発刊状況と内容及び著者について明らかにした。発刊の時期は学会が案を建築雑誌に発表した翌年の昭和 5 年からはじまるが、これらを紹介している「図書紹介」では、昭和 13 年まで存在していた。また、建築学会の教科書案に準拠したとの説明以外に、実業(工業)学校卒業検定試験、(実業)工業学校教員検定試験問題を例題としたものがあり、教科書の機能だけでなく受験参考書の役割も持たされていた。資格化と教育の関係はこの時代から始まっていた。

内容のレベルは、「初等者、参考書、一般技術、豊富な指図(挿図)、実習の例題」などが記述されていることから、一般化した技術を如何に習得するかに関係していた。著者については、文部省内と学会での委員の 2 名が執筆しているのを除くと、直接の関係者は存在

しない。そして、著者に高等工業学校卒業者が多く含まれている特徴もある。高等工業学校の特性から、ここでも実用向きに重点が置かれていたことが窺えた。

最後に、本研究の成果を今日の建築教育と関連付ける。

＜総合的視点からの建築教育＞

建築学会が提案した標準教科書は、実業学校を前提としているために、時間数において普通・専門科目のバランス、枠の決められた中での各専門科目の配置(開設時期と開設時間)を前提としていた。従って、個々の科目の内容のみならず、所謂ソフトからハードに及ぶ多様な建築専門分野を等しい尺度(物差し)で計り、各科目のあり方を捉えた点・姿勢は参考にされるべきであろう。

現在、JABEE や 1 級建築士の受験資格要件が建築カリキュラムの見直しを迫っている。この際、単なる資格付与を教育課程の条件とするだけでなく、本研究で扱ったように、少なくとも我が国の建築教育は如何にあるべきかという、高所からの視点が求められる。

＜最新技術の普及化＞

度々指摘しているように、技術は一般化することにより社会貢献できる。この命題は建築においても然りといえる。本研究の中で、4･5 章の内容は、高等建築(学、あるいは技術)を如何に中等レベルへ移行させるかも関係し、5 章の科目で説明されているように「高度な内容を平易に説明する」に集約できる。

今日のように高等(大学)教育が大衆化した状況下で、今度どのような展開、換言すれば、複雑化した建築教育を見直す、再編成するためには、文部省内や建築学会で検討されたように、建築学全体を俯瞰し、建築教育のレベルをきちんと体系化する必要がある。その体系化の中から、中等・高等教育機関が教授すべき科目とその内容を整備すべきであろう。